

活性化に関する基本的な考え方(案)

【淡路島公園】

令和8年1月19日
兵庫県まちづくり部公園緑地課



淡路島公園の価値

- 淡路島公園は、貴重な生態系と自然豊かな景観が残されており、地域住民や県内外の多様な人びとがその自然の中を散策し、また環境学習のフィールドとして利用するなど、高い自然的価値を有した公園である。
- 「ニジゲンノモリ」の開設により地域外や海外からの来訪者にも広く知られるようになり、高い集客力を有する公園としての存在感を高めている。
- 淡路インターチェンジからのアクセスのよさも、公園の魅力を支える重要な要素となっている。

今後の方向性

- 今後は、公園の価値を基礎づけている豊かな自然環境を大切にしながら、地域の日常的な利用を維持するとともに、多様な人びとが淡路島を訪れるきっかけとなるようなシンボルとしての機能を両立させることが求められる。
- そのため、広大な敷地におけるそれぞれのエリアの特性をふまえ、公園の価値を高めるための方策を検討し、重点と緩急をつけ、効率的かつ持続可能な運営を図る。**(新たなゾーニングの作成)**
- また、公園の環境維持と活用の両立に向けて、県、指定管理者、利用者、ニジゲンノモリ、そして専門家が常に対話を重ね、自然環境と社会環境の変化に順応的に対応するためのしくみづくりを行う。**(新たなコミュニケーションのしくみづくり)**
- あわせて、公園利用のさらなる活性化およびDEI（多様性・公平性・包摂性）の観点から、園内の移動方法や施設の修繕についても検討を進め、誰もが安心して快適に過ごせる公園を目指す。



○管理運営協議会等の拡充（P3）

県立淡路島公園ビジョン・淡路島公園プロジェクト会議を廃止し、**管理運営協議会内に新たな協議の場を設置**する。

○公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定（P5）

公園施設の新設や改廃等（アニメパーク構想に関連する設置物を除く）に関する合意形成・情報発信のルールを設定する。

○公園のさらなる利用、参画を促す取組・仕組み、情報共有マネジメントの検討

公園の自然環境の維持と活用を両立し、誰もが安心して快適に過ごせる公園とするため、県、指定管理者、ニジゲンノモリ、住民、利用者が協力し、今後の取組みの検討を続ける。

取組みの検討には、高い知名度や集客力をもつ「ニジゲンノモリ」のノウハウを活かす。

○「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」を導入する際のルール設定

淡路島公園では、新たな民間活力導入は想定していないため、ルールの設定は行わない。



- 新しいゾーニング図の作成に伴い、県立淡路島公園ビジョンは廃止することから、**淡路島公園プロジェクト会議は廃止する。**
- 淡路アニメパーク構想の推進についても、関係者間の対話が重要であることから、管理運営協議会において協議を行う。

ただし、自然環境とニジゲンノモリの両立、相乗効果の発揮のためには専門家の意見が必要であることから、**新たに、助言等を行う有識者会議（デザイン会議）を管理運営協議会内に設置し、有識者会議での結果を踏まえ、管理運営協議会において協議を行う。**

有識者会議（デザイン会議）

※有識者会議の設置、現指定管理期間内の有識者会議の運営は県が行う。

(1) 位置づけ

管理運営協議会内に設置することで、現場主導の体制を構築し、相互の連携強化を図る。

(2) 役割

公園の管理・運営方針の変更、淡路アニメパーク構想にかかる新たなアイデアや計画等について協議を行い、助言や指導により内容をブラッシュアップした上で、管理運営協議会に報告する。

[協議する事項]

- 「自然環境保全・活性化に関する基本的な考え方」の変更
 - ゾーニング図の変更（ゾーニング図Aの「対話しながら使い方を考えるゾーン」の使い方を含む）
 - 合意形成・情報発信のルールの変更 等
- 淡路アニメパーク構想に基づく新たな公園利用の促進及び施設整備
 - 淡路アニメパーク構想の中長期計画
 - 新施設整備（設置期間が1年以上の施設（計画の変更により、設置期間が1年以上となる場合を含む））
- その他、県、管理運営協議会が有識者会議に諮ることが必要とする事項



有識者会議（デザイン会議）

(3) メンバー

○学識者（自然環境保全（生態系等）、景観、活性化（ビジネス、観光等））

○地域団体（観光協会）

○行政（県、淡路市）

※説明や意見聴取のため、(株)ニジゲンノモリ、公園利用者、関係団体の参加を求めることがあり

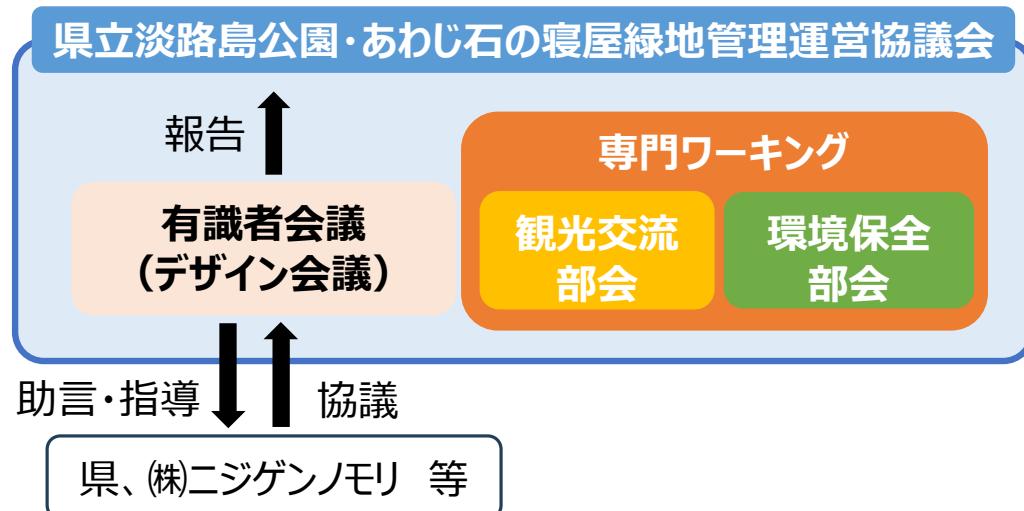
(4) 開催時期

随時（管理運営協議会の開催前）

[協議すべきタイミング]

・アイデアの検討時期（公園の利用形態や公園利用者の動線が著しく変わるなど公園利用に大きく影響を及ぼす場合は、アイデア段階で協議）

・新たな計画の立ち上げ時期





- 公園施設の新設や改廃（アニメパーク構想に関連する設置物を除く）を行う場合は、
県が中心となって協議を進める。
- 合意形成・情報発信のルールは以下のとおり設定する。
- 公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。
- 管理運営協議会において**施設改修等の方針が既に合意されている場合は、改めての説明や意見聴取は不要**とする

＜合意形成・情報発信のルール＞

必要な手続き	区分	
	施設※1の更新	施設※1の新設、廃止、用途の変更
管理運営協議会等への説明・相談	○	○※2
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、 HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※1 上下水道、電気通信などのインフラを除く。

※2 ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、管理運営協議会等において合意形成を図る。